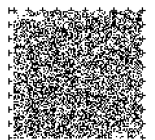


とうきょう ふくしほけん
東京の福祉保健2016

ぶんやべつとりくみ ばっすい
分野別取組（抜粋）



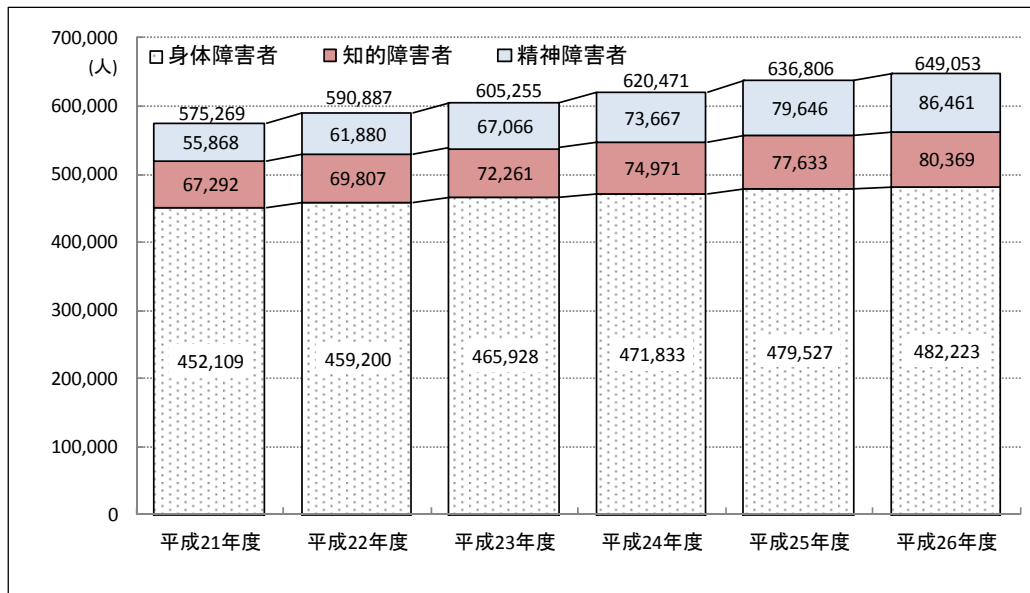
第3 障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指します

（障害者を取り巻く状況）

- 平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、それまで身体・知的・精神という障害種別ごとに異なる法律に基づいて実施されていた福祉サービスや公費負担医療などが共通の制度となりました。
また、地域における障害者の自立生活を実現し、その生活の質の向上を図る観点から、住民に身近な区市町村にサービスの実施主体が一元化されるとともに、就労支援が抜本的に強化されました。
- 平成21年12月、国は、障害者に関わる制度の集中的な改革を行い、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、障がい者制度改革推進本部を設置しました。この本部の下に設置した障がい者制度改革推進会議において、障害者の定義の見直しや差別の禁止等について検討を行い、平成23年8月に障害者基本法を改正しました。
- また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者自立支援法等を改正し、平成24年4月から相談支援の充実や障害児支援の強化等を行っています。
- さらに、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。
- 平成26年1月、国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」を批准しました。また、これに先立つ平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月から施行されます。
- 今後とも、障害者の「自立」の実現に向け、支援体制や地域生活基盤の整備を一層促進するとともに、より多くの障害者が企業等で働くことができるようにする支援策の充実・強化、障害者の権利の実現に向けた取組を推進していくことが必要です。

- 都内の障害者手帳の所持者数は、平成26年度末では約65万人となっており、身体・知的・精神とも増加傾向にあります。

＜都内の障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）＞



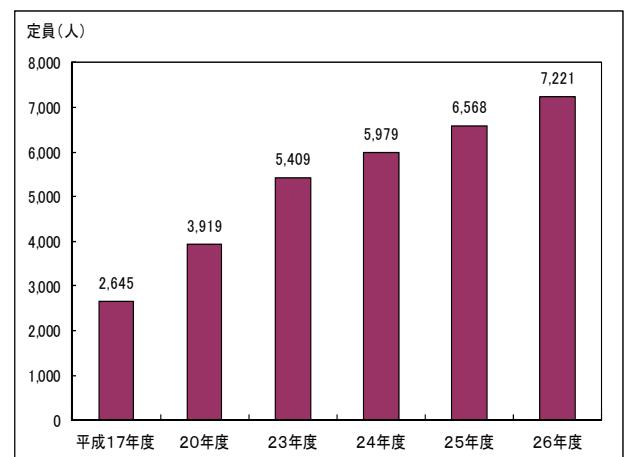
資料：東京都福祉保健局「月報（福祉・衛生行政統計）」

（都の取組）

- 都は、平成19年5月に「東京都障害者計画」（平成19～23年度）及び「第1期東京都障害福祉計画」（平成18～20年度）を、平成21年3月に「第2期東京都障害福祉計画」（平成21～23年度）を、平成24年4月には「東京都障害者計画・第3期東京都障害福祉計画」（平成24～26年度）を、平成27年4月には「東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画」（平成27～29年度）を策定し、障害者が地域で安心して暮らし、いきいきと働ける社会を実現するために様々な施策を展開しています（現行計画については、P10参照）。

- これらの計画を推進し、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために、「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」（平成18～20年度）、「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」（平成21～23年度）、「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」（平成24～26年度）、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」（平成27～29年度）を策定し、障害者（児）の地域生活を支えるサービスの基盤整備に重点的に取り組んでいます。

＜障害者グループホームの定員の推移（東京都）＞



資料：東京都福祉保健局調べ

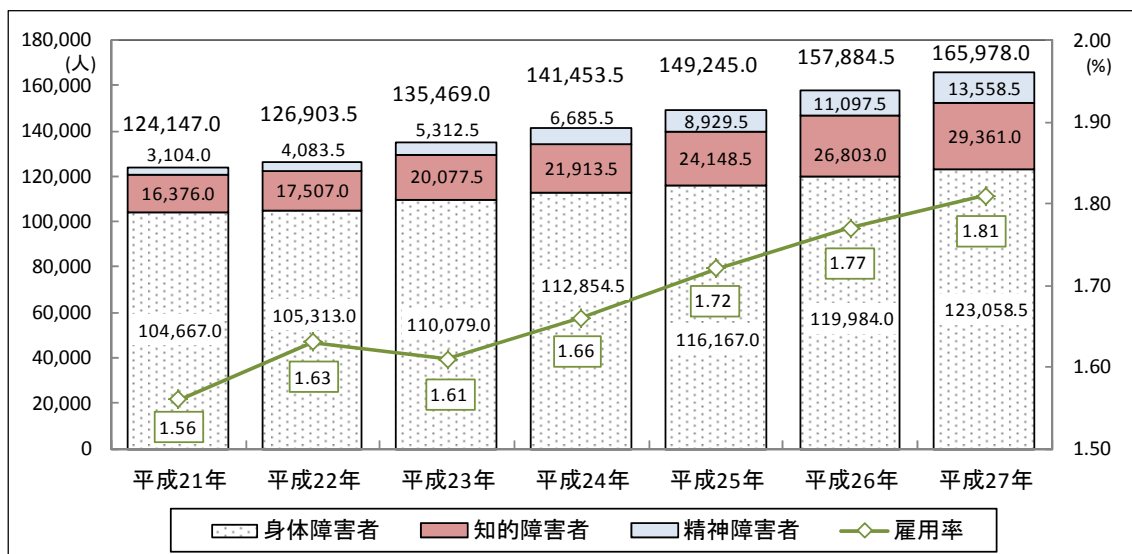
【地域生活支援】

- 地域生活へ移行を希望する長期の施設入所者等が、希望する地域で必要なサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、地域居住の場や日中活動の場などの地域生活に必要な基盤整備を促進するとともに、入所施設にコーディネーターを配置し、区市町村等との連携・調整を進めています。
- いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するために、入院中からの支援や退院に向けた地域との調整、グループホームを活用した体験宿泊などを行い、円滑な地域移行と退院後の安定した地域生活に向けた体制を整備するとともに、長期入院とならないための取組も進めています。
- 医療機関の相互連携や、医療機関と相談支援機関との連携確保等により、精神障害者が必要な時に適切な医療が受けられる環境を整備し、地域での安定した生活を支援する必要があります。
- 重症心身障害児（者）については、在宅療育支援体制の整備がまだ十分ではなく、NICU 等医療機関から在宅への移行が必ずしも円滑には進まない状況にあります。
また、発達障害児（者）、高次脳機能障害者についても、地域での支援体制は十分とはいえず、地域の実情に応じて多様な施策展開を図ることが重要です。

【就労支援】

- 障害者がいきいきと働くことができる社会の実現を目指し、雇用機会を拡大するとともに安心して働き続けられるように支援していく必要があります。
しかし、都内における民間企業の障害者雇用率は、平成27年6月現在1.81%（全国平均1.88%）であり、法定雇用率2.0%と比べて依然低い数値となっています。

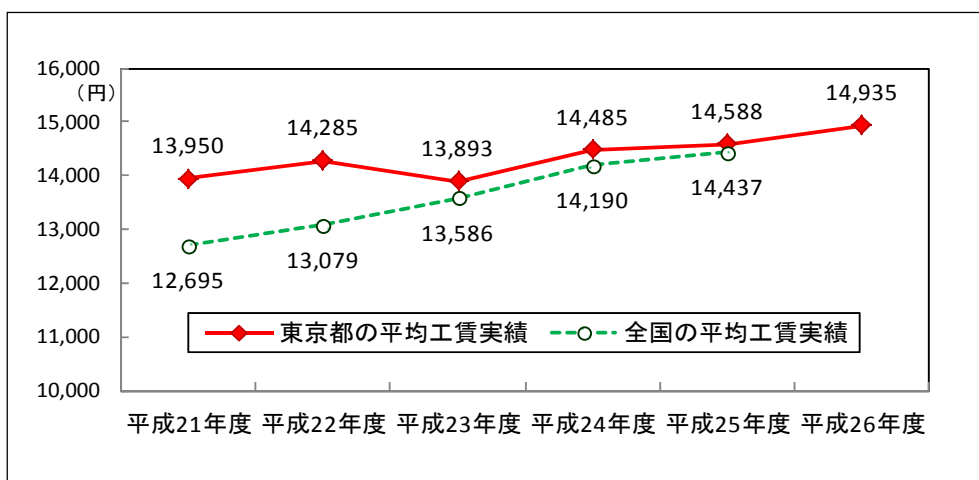
<都内民間企業における障害者雇用状況（各年6月1日現在）>



資料：東京労働局「平成27年 東京労働局管内における障害者雇用状況の集計結果」等より作成

- 都は、職業相談や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」等様々な施策を推進しており、平成27年についても、都内における雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新しましたが、引き続き就労促進に取り組んでいくことが必要です。
- 福祉施設で働く障害者が、働く喜びや達成感を得ながら、地域で自立した生活を実現できるよう、就労支援に取り組む福祉施設を対象にセミナーの開催や経営コンサルタントの派遣などにより経営努力を促すとともに、生産性を向上させるための設備整備を補助するなど、工賃水準の向上を目指しています。

<各年度の工賃実績（月額）>



資料：平成25年度工賃（賃金）の実績について（厚生労働省）等より作成

- 平成25年4月の障害者優先調達推進法の施行を受け、都は、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定しました。この方針に基づき、庁内関係局と連携しながら、障害者就労施設等の受注機会の拡大を図っています。

（平成 28 年度の取組）

- 平成28年度においては、以下の取組を推進します。

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します**
- 2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します**
- 3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します**

1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します

居住の場や在宅サービスなど地域生活基盤の充実を図るとともに、長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促します。

主な事業展開

◎ 障害者・障害児地域生活支援3か年プラン 4,867百万円

- 障害者（児）の地域生活を支えるサービス基盤の充実を図るため、施設整備に係る設置者負担の1/2を特別助成し、平成29年度末までに、グループホームや経済的自立に向けた就労のための訓練の場等について、6,720人分の定員を新たに確保するとともに、児童発達支援センターの整備促進を図ります。〔計画期間：平成27～29年度〕

| 種 別 | 整備目標 |
|-----------------|---------|
| 地域居住の場（グループホーム） | 2,000人増 |
| 日中活動の場（通所施設等） | 4,500人増 |
| 在宅サービス（短期入所） | 220人増 |
| 児童発達支援センター | 10か所増 |

◎ 定期借地権の一時金に対する補助 143百万円

- 施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、障害者（児）施設の整備促進を図ります。

◎ 借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業 21百万円

- 国有地又は民有地を借り受けて障害者（児）施設の整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助することにより、障害者（児）施設の整備を促進します。

◎ 都有地を活用した障害福祉サービス基盤の整備 —

- 都有地の減額貸付けを行い、障害福祉サービス基盤の整備促進を図ります（「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」）。

◎ 短期入所開設準備経費等補助事業 23百万円

- 短期入所を新設又は増設する事業者に対して、家屋を借り上げる際に必要な権利金等の開設準備経費の一部を補助することにより、整備の促進を図ります。

- ◎ **地域移行促進コーディネーター事業** **63 百万円**
 - ・ 入所施設に配置した地域移行促進コーディネーターによる施設入所者への働きかけやグループホームの体験利用、相談支援事業者や区市町村との連携強化などにより、施設入所者の地域生活への移行を促進するとともに、都内施設と都外施設相互の連携を図り、都外施設入所者の地域移行も促進します。

- ◎ **障害者地域生活移行・定着化支援事業** **(包括補助)**
 - ・ 障害者が地域で安心して暮らせるよう、重度の障害者等を受け入れたグループホームによる相談援助や区市町村による地域の実情に応じた普及啓発等の取組について支援を行うとともに、都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所に対し、支援に要する経費の一部を補助することにより、都内への地域移行の促進・相談支援事業所の機能強化を図ります。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ◎ **グループホーム地域ネットワーク事業** **(包括補助)**
 - ・ 小規模なサービス提供体制といったグループホームの特徴を踏まえ、グループホームに対する巡回・相談支援や、事業所間で課題を共有するための運営会議を実施することにより、地域におけるグループホームのネットワークを構築し、利用者への援助の質の向上を図ります。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- **障害者支援施設等人材育成事業【新規】** **6 百万円**
 - ・ 障害者支援施設やグループホームにおいて中核となることが期待されている人材に対して、利用者の高齢化や障害の重度化等に対応するための実践的な研修を実施し、施設の支援力強化を図ります。

- ◎ **障害福祉サービス等医療連携強化事業【新規】** **(包括補助)**
 - ・ 医療的ケアを要する障害者への支援のため、障害者支援施設等に看護師を配置し、短期入所事業所と訪問看護事業所の連携構築や地域の障害者等に対する医療的な相談支援等に取り組む区市町村を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕

- ◎ **精神障害者地域移行体制整備支援事業** **68 百万円**
 - ・ いわゆる「社会的入院」の状況にある精神障害者への働きかけや病院と地域との調整を行うコーディネーターの配置、グループホームへの体験宿泊などにより、入院中の精神障害者の円滑な地域移行やその後の安定した地域生活を支えるための体制整備を図ります。

- **精神障害者早期退院支援事業** **74 百万円**
 - ・ 医療機関と地域援助事業者との連携体制を整備することで、精神障害者の長期入院を防止し、早期退院を支援します。

- **精神保健福祉士配置促進事業** **194 百万円**
 - ・ 精神科医療機関において、精神障害者の退院支援の役割を担う精神保健福祉士の配置促進を図ることで、精神障害者の早期退院を支援します。

- ◎ **都有地を活用した社会福祉施設建替え促進事業（再掲 P60）** **79 百万円**
 - ・ 老朽化した特別養護老人ホーム等の建替え期間中の代替施設を都有地に設置し、希望する事業者が交代で利用する仕組みを構築します。

- ◎ **社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P39、60）** **276 百万円**
 - ・ 昭和 56 年以前に建設された社会福祉施設等の中には、耐震性が十分ではないものもあります。震災から入所者等を守るため、民間施設を対象に、耐震診断・耐震改修及び仮施設整備に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。[耐震診断 41 施設、耐震改修 28 施設]

- ◎ **社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P39、60）** **13 百万円**
 - ・ 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。
[社会福祉施設等 97 施設]

- ◎ **共生社会実現に向けた障害者理解促進【一部新規】** **30 百万円 包括補助**
 - ・ **WEBサイト「ハートシティ東京」の運営**
障害及び障害のある方への理解を促進するため、WEBサイトにより広く都民に対して普及啓発を行います。
 - ・ **障害者差別解消法施行に伴う体制整備・普及啓発**
平成28年4月の法施行を踏まえ、障害者差別に関する相談等の体制整備を行うとともに、相談事例を踏まえた差別解消のための取組等を協議する障害者差別解消支援地域協議会を設置します。また、法の内容や合理的配慮の事例等について、都民や民間事業者に普及啓発を行います。
 - ・ **ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発**
義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」や、障害者が緊急時や平時に周囲へ支援を求める際に活用する「ヘルプカード」の普及啓発を行います。
 - ・ **区市町村ヘルプマーク活用推進事業**
区市町村が地域の実情に応じて実施するヘルプマークの配布や公共施設等における活用等に対して補助することにより、ヘルプマークの普及を図ります。[障害者施策推進区市町村包括補助]

- ・ ヘルプカード活用促進事業
ヘルプカードの活用を促進するため、区市町村におけるヘルプカードに関する学習会・セミナー等の普及啓発、ヘルプカードを活用した防災訓練の実施などの取組を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕
- ◎ **手話のできる都民育成事業** **33 百万円**
 - ・ 手話のできる都民育成事業 **11 百万円**
手話に関する普及啓発を行うことにより、手話人口の裾野を拡大するとともに、聴覚障害者に対する理解を促進します。
 - ・ 手話通訳者養成事業 **12 百万円**
手話等の指導を行うことにより、手話通訳者及び手話のできる都民を養成し、聴覚障害者の福祉増進を図ります。
 - ・ 外国語手話普及促進事業 **10 百万円**
外国語手話の技術習得に係る経費の一部を助成することにより、外国語手話の普及促進を図ります。
- ◎ **東京都 I C T 遠隔手話通訳等モデル事業【新規】** **9 百万円**
 - ・ 都立施設に I C T を活用した遠隔手話通訳等を導入し、都内普及のためのモデル事業を実施します。
- **中等度難聴児発達支援事業** **(包括補助)**
 - ・ 身体障害者手帳の認定基準に該当しない中等度難聴児が、早期の補聴器の装用により、言語を習得し、生活能力やコミュニケーション能力を身につけられるよう、区市町村の取組を支援します。〔障害者施策推進区市町村包括補助〕
- **聴覚障害者意思疎通支援事業** **8 百万円**
 - ・ 聴覚障害者の広域的な移動を円滑にするため、意思疎通支援に係る連絡調整体制を整備することなどにより、聴覚障害者の福祉の増進を図ります。
- **重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業** **344 百万円**
 - ・ 重度障害者の割合が著しく高い等の理由で、訪問系サービスの給付費が国庫負担基準を超えている市町村に対し財政支援を行うことで、障害者の地域生活を支援します。
- ◎ **社会参加に関する障害者等の意識調査【新規】** **30 百万円**
 - ・ 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として障害者の一層の社会参加を図るため、障害者本人や事業者等に対して、スポーツ大会や文化事業等への参画についての意識調査を実施します。

2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します

精神障害者、重症心身障害児（者）、発達障害児（者）及び高次脳機能障害者への支援について、医療と密接に連携し強化することで、一層の充実を図ります。

主な事業展開

- **地域精神科身体合併症救急連携事業** **40 百万円**
 - ・ 一般救急との円滑な連携を構築し、精神身体合併症患者をできる限り地域で受け入れられるようにするため、地域における精神科の拠点となる医療機関に医師等を配置するとともに、地域の精神科医療機関相互の連携体制を構築するための会議を設置することにより、拠点医療機関を核とした、地域の精神科医療機関の相談、受入体制の整備を図ります。[9 圏域]

- ◎ **精神科医療地域連携事業** **62 百万円**
 - ・ 精神障害者が地域で必要なときに適切な医療が受けられる仕組みを構築するため、地域連携を推進するための協議会を設置するとともに、圏域ごとに地域連携会議を設置し、連携ツールの検討・活用などの取組を行い、精神疾患に関する地域連携体制の整備を図ります。[12 圏域]

- ◎ **アウトリーチ支援事業** **4 百万円**
 - ・ 地域定着が難しい精神障害者に対して、区市町村等関係機関からの要請を受け、精神保健福祉センターに設置する「アウトリーチ支援チーム」が区市町村・保健所等関係機関と密接に連携して、地域での安定した生活の確保に向け、計画的かつ集中的な支援を行うとともに、関係機関に対して援助技法の普及を図ります。
[中部総合精神保健福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター]

- ◎ **精神障害者アウトリーチ支援事業【新規】** **(包括補助)**
 - ・ 未治療や治療中断等のため、地域社会での生活に困難を来している精神障害者に対する専門職チームの訪問型支援や、地域社会への定着に向けた継続的かつ計画的な支援を行うための体制整備を行う区市町村を支援します。[障害者施策推進区市町村包括補助]

- ◎ **災害時こころのケア体制整備事業【新規】** **7 百万円**
 - ・ 大規模災害等の緊急時、被災地において精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「こころのケアチーム」を整備することにより、災害支援体制の強化を図ります。

- **介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業** **48 百万円**
 - ・ 障害者支援施設等や在宅において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するため、研修を実施するとともに、事業者及び従事者の登録、登録研修機関への初度経費補助等を行います。

- ◎ **府中療育センターの改築** **2,377 百万円**
 - ・ 経年により老朽化した府中療育センターの改築工事等を行います。

- ◎ **重症心身障害児在宅療育支援事業** **200 百万円**
 - ・ 在宅重症心身障害児（者）の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、専門医等による健康管理及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU等に入院している重症心身障害児について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより、重症心身障害児への支援の充実を図ります。

[事業内容]

 - ・ 重症心身障害児在宅療育支援センターの設置
 - ・ 訪問看護師等育成研修
 - ・ 訪問看護及び訪問健康診査
 - ・ 在宅療育相談
 - ・ 在宅療育支援地域連携会議の開催

- ◎ **医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）への支援** **53 百万円**
 - ・ 障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置） **32 百万円**
 ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れを促進します。
 - ・ 重症心身障害児通所委託（受入促進員配置） **21 百万円**
 民間の通所施設（医療型）において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れを促進します。

- ◎ **重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業** **（包括補助）**
 - ・ 在宅の重症心身障害児（者）に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図ることにより、重症心身障害児（者）の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ります。[障害者施策推進区市町村包括補助]

- **重症心身障害児（者）通所運営費補助事業** **（包括補助）**
 - ・ 在宅の重症心身障害児（者）が地域で安定して生活できるよう、適切な療育環境の確保を図るため、区市町村を通じて通所施設を支援します。[障害者施策推進区市町村包括補助]

◎ **重症心身障害児施設における看護師確保対策事業** **19 百万円**

- 医療型障害児入所施設等で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会を提供するとともに、勤務環境の改善及び看護師募集対策の充実に取り組むことにより、看護師の確保・定着を図ります。

| | |
|-----------------|--|
| 看護師レベルアップ 制度 | 重症心身障害プロフェッショナルナース育成研修 [規模 40名 2年コース] |
| | 認定看護師認定派遣研修 [都立4施設・民間5施設] |
| | 看護師基礎講座 [都立4施設・民間5施設] |
| 職場勤務環境改善 | 看護宿舍の借り上げ [都立2施設] |
| | 業務委託により作業負担を軽減 |
| 普及キャンペーンの 支援 | 都外就職説明会の参加等の支援 [都立4施設] |
| | 看護学校における講座・説明会 [都内看護大学及び看護専門学校20校] |

◎ **発達障害者支援体制整備推進事業** **8 百万円 包括補助**

- 発達障害者支援体制整備推進事業 **8 百万円**
発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実し、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進します。
- 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 **(包括補助)**
発達障害に対する支援拠点の整備や関係機関の連携促進など、区市町村が行う発達障害児の早期発見や支援体制の構築を支援します。
また、支援を要する成人の発達障害者に対し、社会参加や就労などに関する取組を行う区市町村を支援します。[障害者施策推進区市町村包括補助]

○ **発達障害者支援センター運営事業** **47 百万円**

- 発達障害児（者）とその家族に対する総合的支援拠点として、相談、普及啓発、研修などを行い、発達障害児（者）の地域生活をサポートします。

◎ **高次脳機能障害者支援普及事業** **32 百万円**

- 高次脳機能障害者への支援を行うことを目的として、地域生活や就労などの専門的な相談支援、区市町村や関係機関等の地域ネットワークの構築、人材育成を図る研修等を実施するとともに、地域において高次脳機能障害に対応した専門的リハビリテーションを提供できる体制の充実に努めます。

○ **区市町村高次脳機能障害者支援促進事業** **76 百万円**

- 区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置し、関係機関と連携を図りながら障害者とその家族に対する相談支援を行うなど、身近な地域での支援を充実します。[38 区市町村]

3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

障害者がそれぞれの状況に応じて、安心して働き続けられるよう、行政・企業・福祉施設が一体となって支援していきます。

主な事業展開

◎ 東京都障害者就労支援協議会等

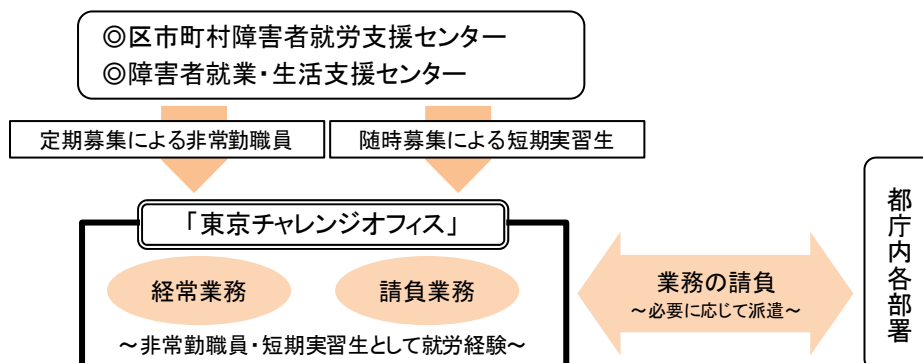
4百万円 包括補助

- 東京都障害者就労支援協議会
経済団体、企業、労働・福祉・教育関係機関、就労支援機関、学識経験者等で構成する「東京都障害者就労支援協議会」を通じて関係機関の連携を強化し、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む気運を醸成します。[年2回]
- 障害者就労支援体制レベルアップ事業
区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識、情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行います。
- 企業就労意欲促進事業
福祉施設等からの職場実習等を受け入れようとする企業等に対し、受入れのために必要な企業内の設備整備等に要する経費を補助することにより、実習等の受入先を確保するとともに、障害者の一般就労への意欲促進を図ります。[障害者施策推進区市町村包括補助]

◎ 「東京チャレンジオフィス」の運営【新規】

48百万円

- 都庁内にオフィスを開設し、知的障害者、精神障害者が非常勤職員や短期実習生として就労経験を積む機会を提供することで、一般企業への就労を支援します。



- ◎ **区市町村障害者就労支援事業** (包括補助)
- 区市町村が設置する「区市町村障害者就労支援センター」において、職業相談や就職準備、職場定着など就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供し、身近な地域での相談・支援体制を強化します。また、地域開拓促進コーディネーターの配置を支援し、就労希望者の掘り起こしと企業側に対する障害者雇用の働きかけを推進します。[障害者施策推進区市町村包括補助]
- ◎ **就労支援機関等スキル向上事業** 4 百万円
- 就労支援機関等を対象に、障害者を雇用しようとする企業へのアプローチ・マッチング等のスキルを付与するための実践的な研修や、障害特性に応じた支援等に関する専門研修等を実施することで、就労支援機関等の支援力の向上を図ります。
- **医療機関との連携による障害者就労促進事業【新規】** 20 百万円
- 精神障害者の就労支援における医療機関との連携を強化するため、医療機関での就労に向けた実習受入れや院内研修等を実施するとともに、その成果を就労支援機関等に広く普及させ、精神障害者の就職及び安定的な就労継続を支援します。
- ◎ **福祉施設における工賃アップの推進** 2 百万円 包括補助
- 経営コンサルタント派遣等事業** (包括補助)
 - 区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費及び工賃アップ推進経費を補助することで、都内の福祉施設の工賃水準の向上を目指します。[障害者施策推進区市町村包括補助]
 - 工賃アップセミナー事業** 2 百万円
 - 都内の福祉施設の工賃水準を向上するため、工賃引上げのための研修を実施することにより、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高め、工賃向上に向けた気運の醸成を図ります。
- ◎ **受注促進・工賃向上設備整備費補助事業** 45 百万円
- 受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備を整備する福祉施設に対して補助を行います。
- ◎ **区市町村ネットワーク受注促進支援事業【新規】** 5 百万円
- 就労継続支援B型事業所等で構成された区市町村ネットワークの連携強化を図るとともに、受注に係る取組を広く発信することにより、企業や官公庁による発注を促進し、事業所等における受注拡大及び工賃向上を図ります。

◎ 福祉・トライアルショップの展開

223 百万円

- 就労継続支援B型事業所等における自主製品の販路拡大及び工賃向上を図るため、自主製品を販売するトライアルショップを都内3か所に開設します。